○国土交通省告示第九百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滑川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県木曽郡上松町大字小川及び同町大字荻原の区域内の土地のうち、次の一点から四十四点までを順次結んだ線及び一点と四十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二年建設省告示第千七百四十八号で指定した同号一に掲げる土地の区域、平成三年建設省告示第六百一号で指定した同号一に掲げる土地の区域及び平成三年建設省告示第六百二号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35° 46′ 53.0388″	137° 44′ 45.1007″
2	35° 46′ 49.9481″	137° 44′ 45.8965″
3	35° 46′ 47.6558″	137° 44′ 46.4558″
4	35° 46′ 47.5527″	137° 44′ 46.4810″
5	35° 46′ 45.7992″	137° 44′ 46.9088″
6	35° 46′ 45.7349″	137° 44′ 47.0280″
7	35° 46′ 45.1012″	137° 44′ 48.1857″
8	35° 46′ 44.8274″	137° 44′ 48.1447″
9	35° 46′ 44.4222″	137° 44′ 47.6885″
10	35° 46′ 44.0916″	137° 44′ 46.7905″
11	35° 46′ 44.0277″	137° 44′ 46.7625″
12	35° 46′ 43.4005″	137° 44′ 46.4870″
13	35° 46′ 43.3038″	137° 44′ 46.4418″
14	35° 46′ 42.6647″	137° 44′ 46.7443″
15	35° 46′ 41.4817″	137° 44′ 47.3043″
16	35° 46′ 39.0257″	137° 44′ 48.1073″
17	35° 46′ 35.7778″	137° 44′ 47.8111″
18	35° 46′ 35.5452″	137° 44′ 47.2521″
19	35° 46′ 35.2056″	137° 44′ 46.4361″
20	35° 46′ 35.0507″	137° 44′ 46.0640″
21	35° 46′ 32.7714″	137° 44′ 45.3258″
22	35° 46′ 32.0527″	137° 44′ 45.0929″
23	35° 46′ 28.6584″	137° 44′ 43.9936″
24	35° 46′ 25.1258″	137° 44′ 44.5584″
25	35° 46′ 22.7137″	137° 44′ 45.0671″
26	35° 46′ 21.4614″	137° 44′ 40.8712″
27	35° 46′ 21.8084″	137° 44′ 40.5375″
28	35° 46′ 24.7635″	137° 44′ 37.4571″
29	35° 46′ 35.0606″	137° 44′ 36.6973″
30	35° 46′ 37.4352″	137° 44′ 36.5221″
31	35° 46′ 42.9057″	137° 44′ 38.8877″
32	35° 46′ 43.6267″	137° 44′ 39.1995″
33	35° 46′ 49.3228″	137° 44′ 39.1832″
34	35° 46′ 54.0488″	137° 44′ 32.9402″
35	35° 46′ 54.4913″	137° 44′ 34.5211″
36	35° 46′ 56.3657″	137° 44′ 42.5370″
37	35° 46′ 55.5853″	137° 44′ 42.9545″
38	35° 46′ 54.9813″	137° 44′ 43.9439″
39	35° 46′ 54.7626″	137° 44′ 44.0276″
40	35° 46′ 54.7033″	137° 44′ 44.0503″
41	35° 46′ 54.7372″	137° 44′ 44.3383″
42	35° 46′ 54.6911″	137° 44′ 44.4462″
43	35° 46′ 54.5317″	137° 44′ 44.6508″
44	35° 46′ 53.7063″	137° 44′ 44.9891″

○防衛省告示第百九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十二日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年七月二十七日から同月三十一日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度一〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　自衛艦九隻

実施艦その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十二日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年七月二十七日から同月三十一日までの間、毎日〇七〇〇から二〇〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

自衛艦九隻

実施艦その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

会期延長議決及び通知

七月十七日本院は国会の会期を七月十八日から二十五日まで八日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

法律公布奏上通知書受領

七月十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律

種苗法の一部を改正する法律

国旗の損壊等の処罰に関する法律

電気事業法の一部を改正する法律

刑事訴訟法の一部を改正する法律

皇室典範等の一部を改正する法律

議案通知書受領

七月十七日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

電気事業法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

皇室典範等の一部を改正する法律案

参議院

通知書受領

七月十七日衆議院から、同院は国会の会期を七月十八日から二十五日まで八日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

議決通知

七月十七日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案